

第 27 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表 1（第 3 条関係） 幼稚園			別表 1（第 3 条関係） 幼稚園		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 灘すずか け幼稚園	[略]	[略]	神戸市立 灘すずか け幼稚園	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	神戸市立 六甲山幼 稚園		六甲山町北六甲 4512番
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市立 道場幼稚園		[略]
[略]		[略]
神戸市立 淡河好徳 幼稚園		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立 平野幼稚 園		[略]
[略]		[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立湊 翔楠中学校	楠町 4 丁目 2 番 5 号	

神戸市立 道場幼稚 園		[略]
神戸市立 八多幼稚 園		八多町附物 383 の 1
[略]		[略]
神戸市立 淡河好徳 幼稚園		[略]
神戸市立 西野幼稚 園	神戸市 長田区	重池町 1 丁目 10 番 8 号
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立 平野幼稚 園		[略]
神戸市立 神出幼稚 園		神出町田井字田 井前 425 番地の 2
[略]		[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立湊 翔楠中学校	楠町 4 丁目 2 番 5 号	

分校		橘通3丁目4番			
		3号			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

幼稚園の廃止及び中学校分校の設置を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。